

(目的)

第1条 坂出市ホームページに民間企業等の広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、坂出市広告掲載要綱（平成20年坂出市要綱第11号）および坂出市ホームページ広告掲載取扱要領（平成20年坂出市要綱第12号）に規定する事項のほか、ページデザインおよびユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項を満たさなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(G I Fアニメ)

第3条 G I Fアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止する。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(市ホームページとの区別)

第4条 「子育てのための施設ガイド」、「教育相談」等市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が坂出市の事業であると錯誤しやすい表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

(色調)

第5条 バナー広告における文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 バナー広告における文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

付 則

本ガイドラインは、平成20年8月1日から施行する。

付 則 (平成23年2月23日要綱第5号)

このガイドラインは、平成23年2月23日から施行する。